

目 次

告 示

市営住宅近傍同種の住宅の家賃

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

市議会臨時会の招集

認可地縁団体の告示事項の変更

平成23年産の麦に適用する単位当たり共済金額等

公示送達

公 告

犬の抑留

平成23年1月分津市農用地利用集積計画の決定

犬の抑留

中勢沿岸流域下水道関連津市特定環境保全公共下水道事業の変更認可に係る図書の縦覧

津市単独公共下水道事業の変更認可に係る図書の縦覧

津市単独公共下水道事業の変更認可に係る図書の縦覧

消防本部訓令

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市告示第 2 1 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めた。

平成 2 3 年 2 月 1 日

津市長 松 田 直 久

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 2 , 2 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 2 , 2 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 2 , 5 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 7 , 8 0 0 円
白塚団地 5 号館	3 8 , 6 0 0 円
一身田アパート 1	3 8 , 4 0 0 円
一身田アパート 2	3 8 , 4 0 0 円
上浜町六丁目住宅	8 , 2 0 0 円
旭町 C B アパート	1 2 , 9 0 0 円
下部田簡耐住宅	8 , 2 0 0 円
大井アパート	2 4 , 6 0 0 円
大井住宅 1	3 1 , 6 0 0 円
大井住宅 2	3 1 , 6 0 0 円
大井住宅 3	3 2 , 6 0 0 円
大井住宅 4	3 2 , 6 0 0 円
大井住宅 5	3 8 , 3 0 0 円
大井住宅 6	3 8 , 3 0 0 円
大井住宅 7	3 9 , 2 0 0 円
大井住宅 8	3 9 , 2 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 5 , 1 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 7 , 5 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 2 , 8 0 0 円

高洲町アパート4号館	24,600円
高洲町アパート5号館	24,600円
高洲住宅 1	36,600円
高洲住宅 2	36,600円
高洲住宅 3	39,200円
高洲住宅 4	39,200円
新町2号館アパート	17,100円
新町3号館アパート	15,000円
新町4号館アパート	15,000円
千鳥アパート	42,200円
阿漕簡耐住宅	12,400円
阿漕B住宅	10,100円
阿漕C住宅	10,100円
阿漕1号館アパート	14,000円
阿漕2号館アパート	14,800円
南阿漕1号館	21,300円
南阿漕2号館	31,200円
朝夕1号館アパート	12,000円
朝夕2号館アパート	13,100円
朝夕3号館アパート	13,600円
藤水団地1号館	40,800円
藤水団地2号館 1	39,100円
藤水団地2号館 2	43,800円
上弁財団地1号館	48,900円
上弁財団地2号館 1	49,300円
上弁財団地2号館 2	40,600円
ぜにやま団地1号館	10,600円
ぜにやま団地2号館	11,700円
ぜにやま団地3号館	11,400円
ぜにやま団地4号館	12,800円
ぜにやま団地5号館	12,200円
ぜにやま団地6号館	14,000円

ぜにやま団地 7 号館	14,500円
ぜにやま団地 8 号館	14,900円
ぜにやま団地 9 号館	15,500円
ぜにやま団地 10 号館	15,500円
ぜにやま団地 11 号館	15,500円
ぜにやま団地 12 号館	17,000円
ぜにやま団地 13 号館	21,500円
ぜにやま団地 14 号館	21,800円
ぜにやま団地 15 号館	23,500円
ぜにやま団地 16 号館	24,500円
ぜにやま団地 17 号館	27,400円
ぜにやま団地 18 号館	27,400円
ぜにやま団地 19 号館	26,400円
垂水 D 住宅	9,300円
藤方団地 1 号館	27,700円
藤方団地 2 号館	29,000円
藤方団地 3 号館	29,100円
藤方団地 4 号館	28,100円
城山アパート	11,400円
西城山 1 号館アパート	14,700円
西城山 2 号館アパート	14,700円
西城山 3 号館アパート	15,100円
西城山 4 号館アパート	15,100円
西城山 5 号館アパート	14,900円
西城山 6 号館アパート	14,900円
小森団地 1 号館	44,500円
小森団地 2 号館	41,100円
高茶屋住宅	8,600円
里ノ上 A 住宅	8,000円
里ノ上 B 住宅	8,300円
雲出 1 号館 1	69,500円
雲出 1 号館 2	65,200円

雲出1号館 3	64,500円
雲出1号館 4	64,500円
雲出1号館 5	66,900円
雲出2号館 1	71,200円
雲出2号館 2	66,600円
雲出2号館 3	65,900円
雲出2号館 4	66,600円
雲出2号館 5	65,900円
雲出2号館 6	68,400円
雲出2号館 7	71,200円
野村団地	11,300円
野村東団地	10,700円
相川団地	13,100円
森団地 1	8,400円
森団地 2	8,900円
森団地 3	12,100円
森団地 4	12,400円
森団地 5	8,800円
森団地 6	15,100円
森団地 7	13,600円
森団地 8	15,100円
中町団地A	25,900円
中町団地B	27,800円
相川西団地A	27,100円
相川西団地B	34,700円
明神団地	37,100円
北口団地A	36,500円
北口団地B	39,300円
桃里団地A	41,800円
桃里団地B	48,800円
桃里団地C	42,900円
桃里団地D 1	99,900円

桃里団地D 2	82,200円
桃里団地D 3	82,400円
桃里団地D 4	98,800円
中別保住宅	10,200円
青木団地 1	16,800円
青木団地 2	18,200円
藤ヶ丘団地 1	29,500円
藤ヶ丘団地 2	30,000円
殿町住宅	38,600円
新横山住宅	38,500円
美里第1住宅A棟	33,100円
美里第1住宅B棟	33,100円
美里第2住宅1号館	18,000円
美里第2住宅2号館	18,000円
片野団地A棟	36,800円
片野団地B棟	36,800円
新沢田団地	29,800円
奥津団地	5,600円
下之川団地	5,200円

津市告示第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年久居市告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 2 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

二ノ町一丁目自治会

三重県津市久居二ノ町 1 8 6 2 番地 3

代表者 中川 信行

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	西川 雅也 三重県津市久居二ノ町 1 8 2 7 番地 4
変更後	中川 信行 三重県津市久居二ノ町 1 8 6 2 番地 3

事務所の所在地

変更前	三重県津市久居二ノ町 1 8 2 7 番地 4
変更後	三重県津市久居二ノ町 1 8 6 2 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 3 年 1 月 9 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 23 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 2 月 2 日

津市長 松田 直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居元町地内	1	平成 23 年 1 月 4 日
戸木町地内	1	平成 23 年 1 月 10 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 23 年 1 月 17 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 23 年 1 月 17 日
津駅西第二公共自転車等駐車場	83	平成 23 年 1 月 20 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 23 年 1 月 21 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 23 年 1 月 24 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	5	平成 23 年 1 月 24 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 23 年 1 月 24 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 23 年 1 月 25 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 23 年 1 月 25 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 23 年 1 月 25 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 23 年 1 月 26 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 23 年 1 月 26 日
河辺町地内	2	平成 23 年 1 月 26 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 23 年 1 月 27 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 23 年 1 月 27 日
高茶屋地内	1	平成 23 年 1 月 27 日
河芸町中別保地内	1	平成 23 年 1 月 28 日
河芸町東千里地内	1	平成 23 年 1 月 28 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	2	平成 23 年 1 月 28 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	7	平成 23 年 1 月 31 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 23 年 1 月 31 日

久居明神町地内	1	平成23年 1月31日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	19	平成23年 1月31日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	5	平成23年 1月31日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 2 4 号

下記の者の固定資産税都市計画税の平成 2 0 年度 3 期から平成 2 2 年度 3 期の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 3 年 2 月 2 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇〇	固定資産税都市計画税 平成 2 0 年度 3 期から 平成 2 2 年度 3 期の督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 5 号

下記の者に対する差押調書及び固定資産税 2 2 年度 3 期目督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 3 年 2 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇〇	差押調書、固定資産税 2 2 年度 3 期目督促状

下記の者に対する差押書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成 23 年 2 月 3 日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	差押書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の平成２２年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和１３年法律第６０号）第７８条により準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

平成 23 年 2 月 4 日

記

[illegible]

津市告示第28号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成23年2月4日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0850347	平成22年10月1日	平成23年1月22日
0969196	平成22年10月1日	平成23年1月27日
5143297	平成22年10月1日	平成23年1月27日
7124634	平成22年10月1日	平成23年1月20日
8153002	平成22年10月1日	平成23年1月21日
9215781	平成23年1月12日	平成23年1月25日

津市告示第 29 号

平成 23 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 23 年 2 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 23 年 2 月 14 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

(1) 議会運営委員の選任

(2) 常任委員の選任

津市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年津市告示第1471号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月8日

津市長 松田直久

1 届出者

大里野田町自治会

三重県津市大里野田町401番地1

代表者 藤井 大助

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	米澤 和郎 三重県津市大里野田町544番地
変更後	藤井 大助 三重県津市大里野田町589番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成23年1月9日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 31 号

平成 23 年産の麦に適用する単位当たり共済金額等を、津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 37 条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

平成 23 年 2 月 14 日

津市長 松 田 直 久

農作物共済（麦）共済掛金率等一覧表

農作物共済 の共済目的 の種類等	農作物共済の種類別	法第107条第4項の規定による危険段階別	単位当たり共済金額（円/kg）				共済掛 金率	農家負担 共済掛金 率		
			対象農業 者耕地	それ以外 の耕地	ビール用	種子用				
麦1類	法第106 条第1項 第1号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	100分 の30	1	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10%以上の農作物共済加入者	62	35	—	158	9.843	4.636053
			2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	8.914	4.198494
			3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	7.667	3.611157
			4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	6.163	2.902773
			5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	5.469	2.575899
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	62	35	—	158	7.291	3.434061		
	100分 の40	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10%以上の農作物共済加入者	62	35	—	158	7.217	3.449726	
		2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	6.536	3.124208	

		3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	5.622	2.687316
		4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	4.519	2.160082
		5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	4.010	1.916780
			平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	62	35	—	158	5.346	2.555388
	100 分の 50	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	62	35	—	158	4.890	2.400990
		2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	4.428	2.174148
		3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	3.809	1.870219
		4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	3.062	1.503442
		5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	2.717	1.334047
			平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	62	35	—	158	3.622	1.778402
法第 106 条第 1 項	100 分の 20	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以	62	35	—	158	10.829	5.078801

第2号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済	上の農作物共済加入者	2	3	35	62	158	9,807	4,599,483
100分 の30	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0未満の農作物共済加入者	2	3	35	62	158	9,807	4,599,483
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0未満の農作物共済加入者	3	3	35	62	158	8,435	3,956,015
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0未満の農作物共済加入者	4	3	35	62	158	6,780	3,179,820
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	5	3	35	62	158	6,017	2,821,973
	平成21年度の麦以後新たに共済関係の存することとなる者		3	35	62	158	8,021	3,761,849
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が10%以上の農作物共済加入者	1	3	35	62	158	6,927	3,318,033
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0未満の農作物共済加入者	2	3	35	62	158	6,273	3,004,767
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0未満の農作物共済加入者	3	3	35	62	158	5,396	2,584,684
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0未満の農作物共済加入者	4	3	35	62	158	4,337	2,077,423
	要領により算出した平成10年度から平成20年度までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	5	3	35	62	158	3,849	1,843,671

		平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存 することとなる者	62	35	—	158	5.131	2.457749
	100分 の 40	1 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以 上の農作物共済加入者	62	35	—	158	4.181	2.082138
		2 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以 上 10.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	3.786	1.885428
		3 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以 上 8.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	3.257	1.621986
		4 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001% 以上 3.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	2.618	1.303764
		5 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001% 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	2.323	1.156854
		平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存 することとなる者	62	35	—	158	3.097	1.542306
	100分 の 10	1 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以 上の農作物共済加入者	62	35	—	158	14.899	6.913136
		2 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以 上 10.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	13.493	6.260752
		3 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以 上 8.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	11.605	5.384720
		4 要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%	62	35	—	158	9.329	4.328656
法第 106 条第 1 項 第 3 号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済								

[illegible]

		3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	5.091	2.448771
		4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	4.092	1.968252
		5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	62	35	—	158	3.631	1.746511
			平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	62	35	—	158	4.841	2.328521
法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	—	—	—	—	13.975	6.484400
		2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	12.656	5.872384
		3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	10.886	5.051104
		4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	8.750	4.060000
		5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	7.765	3.602960
			平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	—	—	—	—	10.352	4.803328
	100 分の 80	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以	—	—	—	—	9.504	4.476384

		上の農作物共済加入者							
	2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	8.607	4.053897	
	3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	7.403	3.486813	
	4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	5.951	2.802921	
	5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	5.281	2.487351	
		平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	—	—	—	—	7.040	3.315840	
100分の 70	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者	—	—	—	—	6.973	3.340067	
	2	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 8.0%以上 10.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	6.3 15	3.024885	
	3	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 3.0%以上 8.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	5.431	2.601449	
	4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	4.366	2.091314	
	5	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	—	—	—	—	3.874	1.855646	

					平成 21 年産の麦以後新たに共済関係の存 することとなる者	—	—	—	—	5.165	2.474035
麦 2 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30			55	31	73	137	—	7.291	3.434061
		100 分の 40			55	31	73	137		5.346	2.555388
		100 分の 50			55	31	73	137		3.622	1.778402
	法第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 20			55	31	73	137		8.021	3.761849
		100 分の 30			55	31	73	137		5.131	2.457749
		100 分の 40			55	31	73	137		3.097	1.542306
	法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 10			55	31	73	137		11.036	5.120704
		100 分の 20			55	31	73	137		7.627	3.584690
		100 分の 30			55	31	73	137		4.841	2.328521
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定す	100 分の 90			—	—	—	—		10.352	4.803328
		100 分の 80			—	—	—	—		7.040	3.315840

表4類	3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の80		—	—	—	—	7,040	3,315,840
		100分の70		—	—	—	—	5,165	2,474,035
	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	74	44	—	—	150	7,291	3,434,061
		100分の40	74	44	—	—	150	5,346	2,555,388
		100分の50	74	44	—	—	150	3,622	1,778,402
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	74	44	—	—	150	8,021	3,761,849
		100分の30	74	44	—	—	150	5,131	2,457,749
		100分の40	74	44	—	—	150	3,097	1,542,306
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	74	44	—	—	150	11,036	5,120,704
		100分の20	74	44	—	—	150	7,627	3,584,690
		100分の30	74	44	—	—	150	4,841	2,328,521

	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90		—	—	—	—	10.352	4.803328
		100 分の 80		—	—	—	—	7.040	3.315840
		100 分の 70		—	—	—	—	5.165	2.474035
麦 5 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30		—	—	—	—	7.291	3.434061
		100 分の 40		—	—	—	—	5.346	2.555388
		100 分の 50		—	—	—	—	3.622	1.778402
	法第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 20		—	—	—	—	8.021	3.761849
		100 分の 30		—	—	—	—	5.131	2.457749
		100 分の 40		—	—	—	—	3.097	1.542306
	法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する	100 分の 10		—	—	—	—	11.036	5.120704
		100 分の 20		—	—	—	—	7.627	3.584690

	金額を共 済金額と する農作 物共済	100分 の30								4.841	2.328521
	法第150 条の3の 3第1項 に規定す る金額を 共済金額 とする農 作物共済	100分 の90								10.352	4.803328
		100分 の80								7.040	3.315840
		100分 の70								5.165	2.474035

注 対象農業者とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律88号）第5条第1項の規定の基つき同法第3条第1項第2号の交付金の交付を申請するものであって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当する者が耕作の業務を営む耕地をいい、その他の他とはそれ以外の者が耕作の業務を営む耕地をいう。

下記の者に対する差押書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成23年2月14日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	差押書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第16号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年2月9日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成23年2月7日

2 抑留期間 平成23年2月15日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居新町	シーズー	白茶	オス	小	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 2 月 10 日

津市長 松 田 直 久

津市公告第18号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年2月14日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成23年2月9日
2 抑留期間 平成23年2月17日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 藤方	雑種	茶白	メス	中	91日 以上	首輪あり
2	津市 雲出本郷町	チワワ	茶	オス	小	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第19号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区関連津市特定環境保全公共下水道事業計画）を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができます。

平成23年2月14日

津市長 松田直久

- 1 下水道事業の種類及び名称
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連
津市特定環境保全公共下水道事業
- 2 拡大区域（予定）
津市白山町二本木の一部ほか
- 3 事業の期間
平成8年11月6日から平成28年3月31日まで
- 4 縦覧場所
津市殿村5番地
津市下水道部下水道政策課
- 5 縦覧期間
平成23年2月14日(月)から平成23年2月28日(月)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日・祝日除く。)

津市公告第20号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による同法施行令（昭和34政令第147号）第3条の規定により、津市単独公共下水道（中央処理区）事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができます。

平成23年2月14日

津市長 松田直久

1 下水道事業の種類及び名称

津市単独公共下水道（中央処理区）

2 事業の期間

昭和43年4月1日から平成29年3月31日まで

3 縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道部下水道政策課

4 縦覧期間

平成23年2月14日(月)から平成23年2月28日(月)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日・祝日除く。)

津市公告第21号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、津市単独公共下水道（棕本処理区）事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができます。

平成23年2月14日

津市長 松田直久

- 1 下水道事業の種類及び名称
津市単独公共下水道（棕本処理区）
- 2 拡大区域（予定）
津市芸濃町棕本の一部ほか
- 3 事業の期間
平成13年10月5日から平成29年3月31日まで
- 4 縦覧場所
津市殿村5番地
津市下水道部下水道政策課
- 5 縦覧期間
平成23年2月14日（月）から平成23年2月28日（月）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日・祝日除く。）

津市水道局告示第 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

平成 23 年 2 月 1 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名称	所在地	廃止年月日
有限会社松阪管工業	松阪市上川町 3461 番地 62	平成 22 年 10 月 30 日

津市水道局告示第2号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年2月1日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有 限 会 社 大 阪 屋 水 道	松阪市東黒部町1678番地1	平成22年12月28日

津市水道局告示第 3 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 3 年 2 月 1 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
丸十建設有限会社	松阪市高須町 3 4 9 4 番地	平成 2 3 年 1 月 7 日

津市水道局告示第4号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年2月10日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
五十嵐設備	津市河芸町上野 3339 番地 37	平成23年1月26日

津市消防本部訓令第1号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年2月15日

津市消防長 中西 秀 輝

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成18年津市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

津市久居消防署榊原分遣所	津市榊原町5824番地1	を
津市久居消防署美里分遣所	津市美里町三郷372番地1	

」

津市久居消防署美里分署	津市美里町足坂901番地2	に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。